

# 国際医療拠点での二国間協定に基づく 外国医師の業務解禁

<初認定>  
東京圏：平成27年6月29日

- （平成27年1月29日 厚生労働省通知 医政発0129第8号、令和5年3月24日 厚生労働省通知 医政発0324第7号、令和5年4月20日 厚生労働省通知 医政発0420第3号）

## 規制改革の内容

### 特例措置前

二国間協定に基づく外国医師の受入れは、協定上の診療対象、医師人数、医療機関を拡大しようとした場合、双務主義の制限あり

※締結国（R7.3月時点） イギリス・アメリカ・フランス・シンガポール・ドイツ

### 特例措置

双務主義にとらわれず、特区自治体の提案をもって、診療対象等の拡大が可能

### 効果

増加する外国人の医療ニーズに対応でき、国際医療拠点の体制構築に寄与

## 規制改革の概要

